

令和7年度住民提案型商店街支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商業機能のみならず「まち」の顔として地域コミュニティの機能を担ってきた商店街の賑わいを回復するため、県の委託により、商店街外部の人材やグループ（以下「事業実施主体」という。）が主体的に取り組む商店街の資源を活用した地域課題解決のための事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施主体)

第2条 事業実施主体は、商店街外部の人材を含む3人以上の団体であって、暴力団、あるいは宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないことを要件とする。

(対象となる事業)

第3条 対象となる事業は、次の要件を全て満たす事業とする。

- (1) 商店街外部の人材（地域住民等）が中心となって取り組む事業
- (2) 商店街の資源（空き店舗、路上空間等）を活用して実施する地域課題や地域住民の要望に対応するための事業
- (3) 商店街と地域住民の協働関係の構築につながる事業
- (4) 翌年度以降も継続して実施可能もしくは継続的な効果が見込まれる事業

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する事業は対象外とする。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (3) 政治、宗教、選挙活動を目的とする事業
- (4) 施設等の建設及び整備を目的とする事業
- (5) 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体等から助成を受けている事業
- (6) 公序良俗に反する事業

(事業実施期間)

第4条 事業実施期間の始期は委託契約の日とし、終期は原則として同じ年度の3月25日までとする。

(委託金額)

第5条 委託金額は、原則として1事業300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

2 委託金額の内訳は、事業の実施に要する経費に限り、事業実施主体の運営に係る費用については対象としない。

(応募の手続き)

第6条 事業実施主体は、別途定める募集要領により、指定された期日までに知事に応募書を提出するものとする。

(事業の選考及び委託先の決定)

第7条 前条により提出された応募書の内容について、県が審査会等により総合的に評価し、順位を付すものとする。

2 前項による選考結果をもとに、知事が委託事業を決定する。

(事業実施の方法)

第8条 前条により決定された事業について、事業実施主体と知事が契約を締結するものとする。

2 委託契約の事務手続きは、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課（以下「経営支援課」という。）において行うこととする。

(情報公開)

第9条 第7条により決定された事業については、当該事業の概要及び事業実施主体の名称等を公表するものとする。

(事業実施後の事業評価)

第10条 事業実施後は、事業実施主体と経営支援課の双方において点検・評価を行う。

(実施細則)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月22日から施行する。